

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】平成24年6月14日(2012.6.14)

【公表番号】特表2011-520015(P2011-520015A)  
 【公表日】平成23年7月14日(2011.7.14)  
 【年通号数】公開・登録公報2011-028  
 【出願番号】特願2011-508629(P2011-508629)  
 【国際特許分類】

C 0 9 C 3/12 (2006.01)  
 A 6 1 K 9/14 (2006.01)  
 A 6 1 K 9/12 (2006.01)  
 A 6 1 K 47/02 (2006.01)  
 A 6 1 K 47/34 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/58 (2006.01)  
 A 6 1 P 11/06 (2006.01)  
 A 6 1 P 29/00 (2006.01)

【F I】

C 0 9 C 3/12  
 A 6 1 K 9/14 Z N M  
 A 6 1 K 9/12  
 A 6 1 K 47/02  
 A 6 1 K 47/34  
 A 6 1 K 31/58  
 A 6 1 P 11/06  
 A 6 1 P 29/00

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月23日(2012.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの金属リン酸塩の表面改質ナノ粒子を含む組成物であって、前記ナノ粒子が、表面の少なくとも一部上に、少なくとも6つの炭素原子を含む少なくとも1つの有機部分を含む少なくとも1つのオルガノシラン表面改質剤を含む表面改質を有する、組成物。

【請求項2】

リン酸カルシウムの表面改質ナノ粒子を含む組成物であって、前記ナノ粒子が、表面の少なくとも一部上に、少なくとも7つの炭素原子を含む少なくとも1つの直鎖又は分岐鎖有機部分を含む少なくとも1つのアルコキシシラン表面改質剤を含む表面改質を有する、組成物。

【請求項3】

前記組成物が、少なくとも1種のキャリア材料を更に含み、前記組成物が薬剤を含む医薬製剤である、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記薬剤が粉末である、請求項3に記載の組成物。

【請求項 5】

乾燥粉末吸入器である、請求項 4 の組成物を含む物品。